

# 神戸市 農業委員会だより



令和3年秋号

発行 神戸市農業委員会事務局

電話 078-984-0387

FAX 078-984-0388

## 新しい農業委員会がスタートしました。

前農業委員の任期満了に伴い、令和3年9月10日（金）に総会を開催し、新委員による農業委員会がスタートしました。

新委員の任期は、令和6年9月9日までの3年間です。今月号の最後のページに新委員の皆さんの一覧を掲載しています。

なお、委員の皆さんの互選により選出された今期の運営委員は次の方々です（敬称略）。

### ★神戸市農業委員会 運営委員

会 長	◆前中 悠一（大沢地区）
会長代理（第1順位）	◆内田 齊（山田地区）
会長代理（第2順位）	◆淵上 由美子（神出地区）
推 進 委 員 長	◇柳瀬 勝實（櫛谷地区）
推 進 委 員 長 代 理	◇石井 保行（大沢地区）
地 区 選 出 委 員	◆西浦 秀男（八多地区）
	◇小南 勝紀（淡河地区）
	◇海妻 俊一（平野地区）
	◆松尾 秀輝（神出地区）

（注）◆農業委員、◇推進委員

## 会長就任あいさつ

神戸市農業委員会  
会長 前中 悠一



この度、委員各位のご推挙により会長を務めさせていただく事になりました。もとよりその器ではございませんが、皆様方のご指導、ご協力を頂きながら精いっぱい務めさせていただく所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成28年の農業委員会法の改正で、農業委員会は従来からの農地の売買・貸借や転用の許可など利用関係の調整に関する業務とあわせて、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進等の役割を担うこととなりました。

神戸市農業委員会では、その法改正を受け平成30年から農業委員と農地利用最適化推進委員の二つの委員で構成される新体制に移行し、今回二期目に入ります。

神戸では、稲作だけでなく立地を生かした近郊農業や観光農業が盛んに行われてきましたが、農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化、遊休農地の発生など、避けては通れない問題を抱えております。

このような状況の中、農業委員会が持つ役割はますます重要なものとなってきております。

農業委員・推進委員が一丸となって、知恵を出し合い協力することで、農業委員会の使命を最大限果たしていきたいと考えております。

今後ともよろしくご支援を賜ります様お願い申し上げます。

## 第34～37回月例総会結果報告

### ◆現地調査を実施

会議に上程する案件を審議するため農業委員と事務局職員で、7月15日（木）、8月18日（水）、9月16日（木）に現地調査を行いました。



## ◆審議・決定結果概要

		件数		
		34回	35回	37回
農地の権利移動(法3条)	所有権移転	4	3	5
農地の権利移動(相続等、許可不要)(法3条の3)		6	7	7
権利移動を伴わない転用(法4条)	市街化区域	7	2	6
	調整区域	3	2	5
権利移動を伴う転用(法5条)	市街化区域	7	5	6
	調整区域	5	4	5
賃借権の解約(法18条)		1	0	2
利用権の設定		63	29	6

※第36回の審議事項は推進委員の委嘱についてのみ

## 新規就農者のご紹介

新たに新規就農されたのは次のとおりです。  
地元農家の皆様、よろしくお願ひいたします。

新規就農者	年齢	性別	就農地
山田 純子 (北区藤原台)	55歳	女	附物 (北区八多町)
池田 綾香 (北区藤原台)	44歳	女	神付 (北区大沢町)
小谷 昌孝 (大阪府箕面市)	55歳	男	和田 (西区押部谷町)
セント・フラダ イス株式会社 (大阪府枚方市)	-	-	宝勢 (西区神出町)

## 利用権設定の更新時期です(お知らせ)

利用権設定等事業とは、農業経営基盤強化促進法に基づく事業で、農地の貸し借り等の推進を目的としたものです。この事業の対象農地は市内の市街化調整区域の農地に限られますが、手続きされた農地については、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移動が行われます。

## 神戸市農業委員会の活動(予定)

- 第38回 月例総会 10月28日(木)午後2時から(三宮ビル東館)
- 第39回 月例総会 11月29日(月)午後2時から(川)
- 第40回 月例総会 12月24日(金)午後2時から(川)

会議の日時・場所等は都合により変更される場合があります。



## 【利用権設定による農地の貸し借りの特長】

- 1、農地の貸し借りは、契約期間が満了しますと自動的に終了します。
- 2、期間満了時の離作料は不要です。
- 3、期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知されます。
- 4、期間満了後も利用権の再設定により継続して貸借できます。
- 5、相続税納税猶予の適用農地も貸すことが可能です(但し、終身農地利用が義務づけられます)。

## ～更新手続きについて～

利用権設定の期間満了が近づくと、農業委員会から更新手続きのための案内を貸し手と借り手の両者に送付しています。

### 〈北区の農地〉

北区については、12月を利用権の終期としています。令和3年12月に終期を迎えられる貸手・借手の農家の方々につきましては、現在郵送により更新手続きの受付を行っています。お手元に案内と申請関係書類が届いた方は、更新内容を記載の上、早めに農業委員会までご返信下さいますようお願い申し上げます。

### 〈北区以外の農地〉

北区以外では、3月を利用権の終期としています。令和4年3月に終期を迎えられる貸手・借手の農家の方々には10～11月頃に更新の案内と申請関係書類を郵送させていただき予定で

提出期日までのご返信にご協力お願いいたします。

利用権設定に関するお問い合わせは農業委員会事務局まで

TEL 078 (984) -0387

# 新委員（農業委員・農地利用最適化推進委員）のみなさん



◆細井嘉和委員  
有馬・有野地区



◇平見耕三委員  
有馬・有野地区



◆内田 齊委員  
山田地区  
会長代理1(農地)



◆中西和子委員  
山田地区



◇谷口 悟委員  
山田地区



◆樋口和広委員  
道場地区



◇前中 修委員  
道場地区



◆西浦秀男委員  
八多地区  
地区選出委員



◇中澤 惣一郎委員  
八多地区



◇森 丈実委員  
八多地区



◆前中悠一委員  
大沢地区  
会長



◇石井保行委員  
大沢地区  
推進委員長代理



◇坂井正和委員  
大沢地区



◆片山正行委員  
長尾地区



◇大西 尚委員  
長尾地区



◆増田泰樹委員  
淡河地区



◇小南勝紀委員  
淡河地区  
地区選出委員



◇杉浦元治委員  
淡河地区



◇石野和雄委員  
淡河地区



◇吉井功次委員  
淡河地区



◆鷲尾和久委員  
垂水・須磨地区



◇藤本一義委員  
垂水・須磨地区



◆定連 仁委員  
伊川谷地区



◇西金政彦委員  
伊川谷地区



◇藤田和伸委員  
伊川谷地区



◆小山 茂委員  
玉津地区



◇北井保秀委員  
玉津地区



◆小池雅裕委員  
櫛谷地区



◇柳瀬勝實委員  
櫛谷地区  
推進委員長



◆松下勇人委員  
押部谷地区



◇藤田 雄委員  
押部谷地区



◇栗林利樹委員  
押部谷地区



◇大中達弘委員  
押部谷地区



◆谷川勝彦委員  
平野地区



◇海妻俊一委員  
平野地区  
地区選出委員



◇茨木隆秀委員  
平野地区



◇山田岳明委員  
平野地区



◆松尾秀輝委員  
神出地区  
地区選出委員



◆淵上由美子委員  
神出地区  
会長代理2(農政)



◇藤本弘信委員  
神出地区



◇押部秀樹委員  
神出地区



◇大澤忠司委員  
神出地区



◇藤田芳生委員  
神出地区



◇榑橋克治委員  
神出地区



◆青木秀太郎委員  
岩岡地区



◆佐野正和委員  
岩岡地区



◇田中光夫委員  
岩岡地区



◇安福昭雄委員  
岩岡地区



◇杉岡博文委員  
岩岡地区



◆吉田邦子委員  
中立委員

(注)

- 1 凡例：◆農業委員（定数19名）◇推進委員（定数31名）
- 2 任期：令和3年9月10日～令和6年9月9日（3年間）